

対象となる世帯へ物価高騰対応 重点支援給付金を給付します

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割のみ課税世帯を支援するため10万円を給付します。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先 重点支援給付金コールセンター☎(46)7779 (受付時間 午前9時～午後5時)

対象世帯 次の全てに該当する世帯

- 令和5年12月1日時点でみどり市に住民登録がある世帯
- 令和5年度住民税均等割のみ課税者で構成される世帯または令和5年度住民税均等割のみ課税者と令和5年度住民税非課税者で構成される世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯は支給対象外です。

給付額 1世帯につき10万円

申請方法 世帯の状況により、申請方法が異なります。



①給付金のお知らせ（はがき）が届く世帯

世帯主の公金受取口座が登録されている世帯

申請不要 です。

「給付金のお知らせ」に記載の口座へ、2月27日(火)に振り込みました。

②確認書（封書）が届く世帯

世帯主の公金受取口座が登録されていない世帯

申請が必要 です。

必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒で返送してください。

【申請期限】4月30日(火) ※消印有効

③支給要件に該当しているが「給付金のお知らせ」または「確認書」が届かない世帯

例) 令和5年度均等割のみ課税世帯のうち、

- 令和5年1月2日から12月1日までに市外から転入した人がいる世帯
- 令和5年度住民税均等割のみ課税相当であっても、住民税の申告を行っていない人がいる世帯

お問い合わせください。

申請方法などをご案内しますので、コールセンターへお問い合わせください。

【期限】3月29日(金)

こども加算分



上記に加えて18歳以下の子ども（平成17年4月2日以降に生まれた子ども）を養育している世帯には追加で給付金を給付します。詳しくは、右の2次元コードから市ホームページをご確認ください。



対象世帯 次の全てに該当する世帯

- 令和5年12月1日時点でみどり市に住民登録があり、18歳以下の子どもを養育している世帯
- 令和5年度住民税非課税世帯への給付金（7万円）を受給済みの世帯または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）を受給できる世帯

給付額 子ども1人につき5万円

令和5年度住民税均等割が非課税の世帯で「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加支援）」の7万円を受給されていない場合は、早急に上記の問い合わせ先までご連絡ください。

申請期限 3月22日(金)